

夏期営業のスキー場におけるバッジテスト内規

1. 公認スキーバッジテスト規程第2条第2項に基づき、内規を定める。
2. 夏期に営業するスキー場における公認スキーバッジテスト（以下「夏期バッジテスト」という。）を実施する場合は、この内規の定めるところによる。
3. 開催する斜面の形態は、人工芝、スノーマット等、使用する道具はスキー又はスノーマット専用スキーを原則とする。
4. 夏期バッジテストは、加盟団体、所属団体、公認スキー学校及び加盟団体長の認めた団体が主催できる。
5. 主催を希望する団体は、開催希望日2か月前までに、夏期営業のスキー場におけるバッジテスト申請書に、以下の許可書（所定様式）を添付の上、所属の加盟団体経由で本連盟に提出し、本連盟教育本部長の承諾を受けることとする。
 - ①開催地のスキー場の主催団体宛許可書
 - ②開催地のスキー学校の主催団体宛許可書（主催団体と同一の場合は不要）
 - ③開催地の所属団体の主催団体宛許可書（主催団体と同一の場合は不要）
 - ④開催地の加盟団体の主催団体宛許可書（主催団体と同一の場合は不要）
6. 主催団体は、夏期営業のスキー場におけるバッジテスト実施報告書を、バッジテスト終了後1か月以内に、所定の様式に記載し、所属の加盟団体経由で本連盟まで提出することとする。
7. 夏期に営業するスキー場の斜面等の諸条件を勘案して、プライズテストの実施は認めない。
8. 級別テストの実施については諸条件を勘案して2級以下とする。
9. ジュニア検定については、ターンチャレンジ、タイムチャレンジとともに、1級から6級までの、6階級のテストを認める。
10. この夏期バッジテストを実施する場合のテスト基準等については、SAJ公認スキーバッジテスト基準及び実施要領による。
11. 夏期バッジテスト取得級と、冬期に開催するバッジテスト取得級の評価は、同一のものとする。
12. この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成 26 年 7 月 15 日	制定
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和 2 年 9 月 25 日	改正
令和 4 年 9 月 26 日	改正
令和 6 年 7 月 11 日	改正
令和 8 年 3 月 30 日	改正